

# 一般社団法人岩手県建築士会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県建築士会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の業務の進歩改善と品位の保持向上を図り、もって建築文化の進展と、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善に関する調査、研究並びにその促進
  - (2) 建築士法に規定する建築士試験及び登録業務の実施
  - (3) 建築士の品位の保持、向上に関する施策
  - (4) 建築士制度の普及、宣伝並びにその改善
  - (5) 木造住宅の耐震診断及び改修の促進
  - (6) 地域社会の発展に寄与する地域貢献活動事業
  - (7) 会員の福利厚生に関する事業
  - (8) 講演会、講習会及び研修会等の開催
  - (9) 会報その他の印刷物の刊行頒布
  - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業については、岩手県において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 岩手県内に住所又は勤務場所を有する建築士の資格を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者とする。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

#### **(入会)**

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### **(入会金及び会費)**

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

#### **(任意退会)**

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、会費を完納した上で、退会届を会長に提出し任意にいつでも退会することができる。

#### **(資格の喪失)**

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費の滞納が 1 年以上に及ぶとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員たる団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 建築士法上の免許を失ったとき

#### **(除名)**

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、第 20 条第 2 項に規定する決議に基づいて除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

#### **(納入金の返還)**

第 11 条 会員が除名、退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることはできない。

## **第 4 章 総 会**

#### **(構成)**

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### **(種別)**

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

**(権限)**

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 役員を選任及び解任

(3) 役員報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 入会金及び会費の額

〈8〉 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第 15 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

**(招集)**

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の 1 週間前までに日時、場所及び目的事項を記載した文書（以下「招集通知」という。）をもって正会員に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第 21 条第 2 項の規定に従い、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日から 2 週間前までに招集通知に加え法人法第 41 条及び法人法第 42 条に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を、正会員に対して発しなければならない。

**(定足数)**

第 17 条 総会は、本定款で別に定める場合を除き、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上の議決権を有する正会員の出席によって成立する。

**(議決権)**

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

**(議長)**

第 19 条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

**(決議)**

第 20 条

総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数を

もって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

**(議決権の代理行使・書面等による行使)**

第21条 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 総会に出席することができない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を理事会で決議したときは、総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

3 前2項の規定により議決権を行使する者は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

**(議事録)**

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

**(設置)**

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上50名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名以内を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

**(選任)**

第24条 理事及び監事は、正会員から総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1人は、正会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則第2条の2で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理

事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

#### **(職務権限)**

第25条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理し、事務局を統括する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の定めるところに従って会務を分担執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その業務の執行の決定に参画する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 8 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(任期)**

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

#### **(解任)**

第27条 総会において、第20条第2項に規定する決議により役員として不適当と認めた役員については、任期途中であってもこれを解任することができる。

#### **(報酬等)**

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

#### **(名誉会長等)**

第29条 本会に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会のために貢献した者を総会の決議によって委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### **(損害賠償責任の理事会決議による免除)**

第30条 本会は、役員が法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法人法第114条に規定する要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除

することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督

### (開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 他の理事から、会長に対し理事会の目的である事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 監事から会長に対し理事会の招集の請求があったとき

### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2号又は第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合には、その理事又は監事が招集する。

2 理事会の招集は、開催日の7日前までに、招集通知を各理事及び各監事に発して行わなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が互選により議長となる。

### (決議)

第36条 理事会の決議は、議事の決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告については、適用しない。

### (議事録)

第 39 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しなかった場合は、出席した理事及び監事の全員が前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 支部・委員会

### (支部)

第 40 条 本会は、理事会の決議により岩手県内の必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### (委員会)

第 41 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

### (事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び収支決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、第 20 条第 2 項に規定する決議に基づかなければ変更することができない。

### (解散)

第 46 条 本会は、法人法第 148 条に規定する事由により解散することができる。ただし、総会の決議により解散する場合は、第 20 条第 2 項に規定する決議に基づいて行われなければならない。

### (剰余金の処分制限)

第 47 条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

### (残余財産の帰属)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局

### (事務局)

第 49 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。
- 6 事務局には、別に定める帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- 7 前号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。

## 第 11 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 50 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 12 章 補則

### (委任)

第 51 条 法令及びこの定款を定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決



議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は小川惇、最初の専務理事は佐々木久夫とする。